

第3編 東海地震防災強化計画

本編は、「大規模地震対策特別措置法」の定めるところにより、地震防災に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

第1章 通報、連絡

第1節 警戒宣言等の伝達

- (1) 警戒宣言、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等（以下「警戒宣言等」という。）の主務官庁からの受付は、全国ネットワークコントロールセンタ（東地域会社）が行う。
- (2) 全国ネットワークコントロールセンタは別に定める経路により、迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 当該地震に係る組織の長は、警戒宣言等について、所属社員並びに関係組織に対し、伝達、周知し、徹底を図るものとする。また、その伝達範囲、方法等を定めておく。
- (4) 地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外の防災関係機関との連絡担当を明確に定めておく。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分及び災害対策組織

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合における、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの非常態勢は、第2編第1章第1節1項（非常態勢の区分）による。

また、災害対策組織は、同2項（災害対策組織）による。

第2節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令及び解除

- (1) 東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社及び支社・支店等において非常態勢を発令する。

非常態勢が発令された場合は、速やかに地震災害警戒本部、又はこれに準ずる組織（以下「警戒本部等」という。）を設置する。

- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震災害に関する警戒を解除すべき旨の通知を受けた場合は、非常態勢を解除する。

2. 権限の行使と責任

第2編第1章第2節2項（権限の行使と責任）による。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。また、本部員の担務内容についても、あらかじめ定める。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達、及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う

第3節 社外機関との協調

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、及びその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

このため、次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくものとする。

- (1) 会社の業務運営並びに電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (2) 商用電源の確保
- (3) 人員、物資等の緊急輸送
- (4) 消防、水防対策
- (5) 通信建物、設備等の警備
- (6) 社員の避難、誘導並びに食糧、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第3章 災害予防

第1節 地震防災教育

強化地域内の組織の長は、地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震の予知に関する知識
- (4) 警戒宣言等の内容
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 警戒宣言等が発せられた場合、若しくは地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) その他必要とする事項

第2節 地震防災訓練

強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (5) 避難及び救護

(6) その他必要とする事項

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 地震防災広報

(1) 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ホームページや支社・支店前等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。

- ① 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- ④ 営業窓口における業務実施状況
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- ⑥ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

第4章 地震防災応急対策

第1節 情報収集と伝達

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、それぞれが所轄する地域の組織で実施した地震防災対策の実施状況、社員の避難状況等を掌握し、所定の伝達経路により、持株会社の情報連絡室へ報告する。

持株会社の情報連絡室は、必要な情報について、国の地震災害警戒本部へ報告するとともに、国からの情報を受ける。

第2節 通信の利用制限等の措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒宣言の発出、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、第2編第3章第4節1項（重要通信のそ通確保）に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供すると共に報道機関への連絡等を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

第4節 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、第2編 第3章 第6節（対策要員の確保）及び第2編第3章第9節（対策要員の広域応援）による。なお、対策要員は、警戒宣言発令若しくは東海地震注意情報の発出の情報を知ったときには、速やかに地震災害警戒本部又は情報連絡室に参集する。

第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、第2編第2章第6節（災害対策用機器及び車両等の配備）に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する
- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合における人員、資機材の緊急輸送、若しくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、あらかじめ緊急輸送用としての特別許可を得ておくものとする。

第6節 通信建物、設備等の巡視と点検

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織は、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

第7節 工事中の設備に対する安全措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて補強及び落下、転倒防止等の保安措置を講ずる。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

第8節 社員の安全確保

強化地域内の組織の長及びその他の地域で必要とする組織の長は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、地震発生の事態に備え、地域事情に応じた安全確保のための措置を講ずる。

第9節 医療施設及び研修施設等における対策

強化地域内の医療施設及び研修施設等においては、警戒宣言が発せられた場合、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言等の正確迅速な伝達

- (2) 患者、研修生等の避難、誘導體制の確立
- (3) その他必要な事項

第10節 東海地震に関連する調査情報発出時の対応

東海地震に関連する調査情報発出時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。